

伊（農振）第205号
令和7年8月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊予市長 武智邦典

市町村名 (市町村コード)	伊予市 (38210)
地域名 (地域内農業集落名)	八倉 (東・中・西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
 今後営農が困難になっていく農地の保全のために、営農の受け皿となる営農組織の設立に向け地域全体で話し合いを進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

樹園地においては、中晩柑の「紅まどんな」、「せとか」、「甘平」、「紅プリンセス」の導入など、高単価品種の栽培に取り組み、安定した収入を確保する。
 水田では、米麦作を基本に、JA推奨品目の野菜栽培に取り組み、早急には営農組織の設立は困難なため、現在営農している農地を遊休化しないために、耕作者が不在となった農地は、八倉地域資源保全会を中心に、農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を促進し、地域の後継者として育成する。農地の貸し手と借り手を調整するため連絡協議会を設立し、集落営農などの組織化も視野に入れ、地域全体で話し合いを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業はヘリやドローンによる共同防除を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の整備や荒廃農地を緩衝帯として再生することにより、鳥獣被害を軽減させる。また、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③ドローンなどのスマート農業による省力化を推進する。
- ⑤愛媛県のオリジナル品種の生産拡大により儲かる農業を推進する。
- ⑦耕作者が不在となった農地は、八倉地域資源保全会を中心に、農地の保全に努める。